



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 **マックス株式会社**

代表者名 代表取締役社長 川村 八郎

(コード番号 6454 東証第一部)

問合せ先 取締役執行役員 浅見 泰

(TEL. 03-3669-8106)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月12日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第84回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 当社役員報酬制度改定の一環として、役員退職慰労金制度を第84回定時株主総会終結の時をもって廃止するため、現行定款第31条（取締役の報酬等）について、所要の変更を行うものです。
- (2) 会社法第427条第1項に基づく責任限定契約について、社外取締役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外取締役との責任限定契約の締結に関する規定を新設するものです。
- (3) 会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）の施行に伴い、補欠役員の予選に関する規定の項数が変更されましたので、所要の変更を行うものです。
- (4) 上記の変更に伴い、条数の繰り下げを行うものです。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月26日（金曜日）

定款変更の効力発生日 平成27年6月26日（金曜日）

以 上

定款変更の内容

(下線は変更部分であります。)

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| 第 4 章 取締役及び取締役会   | 第 4 章 取締役及び取締役会  |
| (取締役の報酬等)   | (取締役の報酬等)  |
| 第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当<br>会社から受ける財産上の利益及び退職慰労金(以下<br>「報酬等」という。)は、株主総会において定める。                  | 第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当<br>会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)<br>は、株主総会において定める。  |
| (新 設)   | <u>(社外取締役との責任限定契約)</u>   |
|   | 第32条 <u>当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1<br/>項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当<br/>する場合に、損害賠償責任を同法425条第1項に定め<br/>る最低責任限度額を限度とする契約を締結すること<br/>ができる。</u> |
| (監査役の定員)  | (監査役の定員)   |
| 第32条<br>┌<br>(監査役の選任)<br>└  | 第33条<br>┌<br>(監査役の選任)<br>└   |
| (条文省略)  | (現行第32条<br>～第33条の<br>とおり)  |
| 第33条  | 第34条   |
| (監査役の任期)  | (監査役の任期)   |
| 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度<br>のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時ま<br>でとする。                                     | 第35条 (現行どおり)   |
| 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任され<br>た監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する<br>時までとする。                                    | 2. (現行どおり)   |
| 3. 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役<br>の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に<br>終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株<br>主総会の終結の時までとする。 | 3. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役<br>の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に<br>終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株<br>主総会の終結の時までとする。                                  |
| 4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、<br>退任した監査役の任期の満了する時までとする。   | 4. (現行どおり)   |
| (常勤の監査役)  | (常勤の監査役)   |
| 第35条<br>┌<br>(株主配当金)<br>└   | 第36条<br>┌<br>(株主配当金)<br>└  |
| (条文省略)  | (現行第35条<br>～第47条の<br>とおり)  |
| 第47条  | 第48条   |